

# 夫婦ペア総合保険の改定内容について（2007年8月）

## 1. ケガの補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容
普通保険約款 傷害担保条項 生計維持者死亡等 特別担保条項	全てのお客様	代理請求人 制度	新設 ケガの補償に関し、被保険者（保険の補償を受けられる方）が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるべき被保険者の代理人（後見人など）がいらないときは、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求できるようになりました。
		支払責任の 範囲	縮小 細菌性食中毒については従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、ウイルス性食中毒についても保険金のお支払いの対象外としました。
		保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカートなどの乗用具を用いて競技、競争、興行または試運転（「競技等」といいます。）をしている間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、競技場において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用（フリー走行など）している間のケガについても保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。 また、自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等を行う場合には、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間のケガが保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。  酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。  従来から保険金をお支払いすることができない危険な運動中のケガについて、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、スケルトンをしている間のケガを追加しました。また、同様に保険金をお支払いできない運動として列挙している超軽量動力機搭乗中のケガには、パラシュート型超軽量動力機（パラブレーンなどをいいます。）搭乗中のケガが含まれないことを明確化しました。
普通保険約款 傷害担保条項	全てのお客様	保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛に関して、保険金をお支払いできない場合を「頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの」と定め、明確化しました。

（注）網がけ部分の改定内容については、現行商品と比べ、補償範囲が縮小になります。

## 2. 不測の出費の補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容
普通保険約款 家事労働費用担保 条項	家事労働費用 不担保特約を 付帯していな いお客様	保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカートなどの乗用具を用いて競技、競争、興行または試運転（「競技等」といいます。）をしている間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、競技場において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用（フリー走行など）している間のケガについても保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。 また、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等を行う場合には、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間のケガが保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。  酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。  従来から保険金をお支払いすることができない危険な運動中のケガについて、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、スケルトンをしている間のケガを追加しました。また、同様に保険金をお支払いできない運動として列挙している超軽量動力機搭乗中のケガには、パラシュート型超軽量動力機（パラブレーンなどをいいます。）搭乗中のケガが含まれないことを明確化しました。
		保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛に関して、保険金をお支払いできない場合を「頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの」と定め、明確化しました。

## 3. 家財・身の回り品の補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容
普通保険約款 携行品損害担保条項	携行品損害不 担保特約を付 帯していない お客様	保険金をお 支払いでき ない事由	明確化 酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故は従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。